

地方独立行政法人大阪市博物館機構科学研究費補助金等事務取扱規則

平成 31 年 4 月 1 日
大阪市博物館機構規程第 59 号

第 1 条 地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「機構」という。）における文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金/科学研究費補助金）（以下「科研費」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号）、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成 15 年 10 月 7 日規程第 17 号）、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成 23 年 4 月 28 日規程第 19 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。また、科研費と同じく外部委任経理金となる研究資金について、当該研究資金に係る法令・規定等に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最高管理責任者 理事長
- (2) 統括管理責任者 事務局長
- (3) 部局等 大阪市立美術館、大阪市立自然史博物館、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪市立科学館、大阪歴史博物館、大阪中之島美術館準備室及び事務局経営企画課をいう。
- (4) コンプライアンス推進責任者 大阪市立美術館、大阪市立自然史博物館、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪市立科学館、大阪歴史博物館、大阪中之島美術館準備室及び事務局の各部局の長ないしそれに準ずる者とする。
- (5) コンプライアンス推進副責任者 科研費に関する事務を担当する課長ないし課長代理をいう。
- (6) 研究者 科研費の研究代表者、研究分担者及び研究課題に協力する者をいう。
- (7) 研究倫理教育責任者 各館の学芸課長及び事務局経営企画課長
- (8) 直接経費 科研費の事業の遂行に必要な経費及び研究成果のとりまとめに必要な経費をいう。
- (9) 間接経費 科研費の補助事業の実施に伴う研究機関における管理事務・研究環境の整備等に必要な経費をいう。

(責任と権限)

第3条 機構における科研費等を適正に運営及び管理するため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス副責任者は以下の責任と権限を有する。

- (1) 最高管理責任者は、機構全体を統括し、科研費等の運営及び管理について最終責任を負う。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、科研費等の管理及び運営について、全体を統括する実質的な責任と権限をもつ。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、各部局における科研費等の管理及び運営について、実質的な責任と権限をもち、適正な研究活動の推進と不正行為防止を行う。
- (4) コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示のもと、科研費等を管理・運営する。
- (5) 研究倫理教育責任者は、各部局において公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、研究活動に関わるものを対象に定期的に研究倫理教育を行う。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、研究活動において、「捏造」、「改ざん」、「盗用」、その他不正行為と疑われる行為を行ってはならない。

- 2 研究者は、研究活動の不正行為を知り得た場合は、第11条に規定する不正行為通報窓口へに通知しなければならない。
- 3 研究者は、研究活動に係るデータ等（以下「研究データ等」という。）を適切な期間、保存しなければならない。また必要に応じて研究データ等を開示しなければならない。

(科研費に係る諸手続)

第5条 機構事務局は、科研費に係る諸手続として次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 応募・交付申請に係る手続に関する事。
- (2) 交付申請書の内容記載に係る手続に関する事。
- (3) 実績報告に係る手続に関する事。
- (4) 研究成果報告に係る手続に関する事。
- (5) 経理等に係る事務手続に関する事。

(科研費の通知)

第6条 最高管理責任者は、研究者から受領の委任を受けた科研費については、これを受領したときは、研究者の所属部局長等に通知するものとする。

(直接経費の管理)

第7条 直接経費の統括管理は、統括管理責任者がこれを行い、部局毎に研究課題の交付額の合計額を配分するものとする。

- 2 科研費の直接経費の配分を受けた各部局は、統括管理責任者が、配分を受けた直接経費

を各部局の口座に直ちに預金し、事務局長の審議・指導・助言の下、適切に管理しなければならない。

3 直接経費の預金により生じた利息は研究機関である機構に譲渡する。

(間接経費の譲渡)

第8条 研究者は、間接経費の交付をうけたときは、研究機関である機構に譲渡しなければならない。

2 最高管理責任者は、研究者から間接経費の譲渡を受けたときは、機構の収入として受け入れるものとする。

3 研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、当該他の研究機関が間接経費を受け入れないこととしている場合を除き、直接経費の残額の30パーセントに相当する額の間接経費を当該他の研究機関へ送金するものとする。

(交付前の研究実施)

第9条 研究者は、科研費の交付前に当該研究のための必要経費を使用する場合には、あらかじめコンプライアンス推進責任者の承認を受けなければならない。

(寄附の受入)

第10条 研究者は、直接経費により購入した設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)について、機構に寄附するものとする。

(不正防止計画)

第11条 科研費の適正な執行を確保するため、不正防止計画委員会(以下委員会という。)を設置する。

2 委員会は統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者で構成する。

3 委員会に不正行為通報窓口を設置する。窓口は各部局のコンプライアンス推進責任者及び統括管理責任者とし、科研費の不正使用並びに研究活動の不正行為(以下「不正行為等」という。)に関する情報を受けた時は、遅滞なく最高管理責任者に報告する。

4 委員会は科研費の適正な執行と不正行為等の防止をはかるため、研究者及び科研費等の管理・運営に係る全ての構成員(以下、「研究者等」という。)に対して必要な研修を実施する。また、他機関における当機構の研究分担者及び研究課題に協力する者については、本務の研究機関において必要な研修等を受講するものとする。

5 最高管理責任者を議長として不正防止推進会議を設置し、科研費の執行状況等について報告を行う。

6 研究者等は、機構規則・規程の遵守や不正行為防止に関する誓約書を最高管理責任者に提出する。

7 不正行為等、又はその疑いが生じた場合は、最高管理責任者は調査の必要性を判断し、必要な措置を実施する。調査の手続き及び必要な措置については別に定める規程等

に従う。不正行為等を行った者の懲戒は機構の就業規則に従う。また、自然史博物館の外来研究員等については、外来研究員等に適用される関連規程等に従う。

(相談窓口)

第 12 条 委員会に科研費事務取扱等競争的資金の使い勝手の改善に関する意見・相談窓口を設置する。

(1) 各部局の科研費事務担当者を一次窓口として設置し、その相談内容が明確に判断を要するものについては各部局のコンプライアンス推進副責任者を二次窓口として設置する。

(2) 前項における相談を受けた窓口の者は、一次相談においてはコンプライアンス推進副責任者へ、二次相談においてはコンプライアンス推進責任者へ遅滞なく報告する。

(監査)

第 13 条 最高管理責任者の下に監査室を設置する。

2 監査室には、事務局施設管理課長及び経済戦略局文化部博物館支援担当課長をあてる。

3 監査室は、不正防止計画委員会に参加して科研費の執行状況等を把握し、適時監査を実施し、その結果を不正防止推進会議に報告する。

(実施等)

第 14 条 科研費の執行にあたっては、機構就業規則、機構専決規程、機構契約規程などの諸規定を準用する。

第 15 条 この規則の施行について必要なことは、最高管理責任者が別に定める。

附 則

この規則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。